

**平成26年度第4回宮城県私立学校審議会
議事録**

1 日 時 平成27年2月12日（木）午後3時から

2 会 場 宮城県行政庁舎9階 第一会議室

3 出席者

(1) 出席委員 松良 千廣, 青木 タマキ, 佐藤 宏郎, 吉岡 弘宗, 小野寺 靖子,
千葉 雅保, 鈴木 一樹, 後藤 武俊, 阿部 春美, 菅原 通悦
(委員14人中10名出席)

(2) 欠席委員 佐々木 稲生, 伊藤 宣子, 菅野 仁, 徳永 恵子

4 議 題

(1) 調査審議事項について

- ① 幼稚園の収容定員の変更について（いわでやま幼稚園）
- ② 幼稚園の収容定員の変更について（なかの幼稚園）
- ③ 幼稚園の収容定員の変更について（利府第二おおぞら幼稚園）
- ④ 幼稚園の廃止について（泉ヶ丘幼稚園）
- ⑤ 幼稚園の廃止について（立華幼稚園）
- ⑥ 幼稚園の廃止について（みどりの森幼稚園）
- ⑦ 幼稚園の廃止について（ゆりかご幼稚園）
- ⑧ 専修学校の廃止について（専修学校代々木ゼミナール仙台校）
- ⑨ 小学校の設置について（学校法人ホライゾン学園）

(2) その他

5 会議の内容

事務局から審議会運営規程により会議が有効に成立している旨、報告があった。

松良会長が審議会運営規程により議長となった。

議長は、議事録署名人として佐藤委員と阿部委員を指名した。

(1) 調査審議事項

① 幼稚園の収容定員の変更について（いわでやま幼稚園）

事務局から資料により説明を行なった。

(吉岡委員)

1学級24人というのはどういった推測から出てきているのでしょうか。

(事務局)

幼稚園のこれまでの在籍園児数から、25名弱の学級運営としているので、そういった

推測で出されています。

(吉岡委員)

ということは、幼稚園で定員を決めるので、例えば、うちの幼稚園は1学級10名にしますというような部分は、申請の段階では何ら支障はないのでしょうか。

(事務局)

幼稚園の学級の人数につきましては、幼稚園設置基準で1学級35人以下とするというふうに決まっておりますので、35人を超えなければ、幼稚園の判断で1学級の人数を何人にするかを決めることができますものがございます。

(吉岡委員)

そうなった場合に、集団教育という部分は関係なく、幼稚園の申請で定員は決まるのですか。

(事務局)

学級の人数につきましては、幼稚園の教育内容にもかかってくる部分かと思っておりますので、幼稚園設置基準をお守りいただければ、幼稚園の判断で決められる事項かと思っております。

1点補足させていただきますと、幼稚園の学則定員はこちら認可事項となっておりますけれども、1学級当たりの人数というのは認可事項にはなっておりませんので、そこは幼稚園設置基準上の1学級35人以下というところをお守りいただければ、その年の幼稚園の在籍園児数ですとか、教員の配置状況から各園の判断で決めていける部分ということでございます。

(佐藤委員)

確認ですけれども、次の議題の「なかの幼稚園」のように、この1学級を減らした分を保育園にして、認定こども園になるという話はなかったのでしょうか。

(事務局)

いわでやま幼稚園につきましては、保育園を設置する予定は今のところございません。人数が大幅に収容定員を下回っていたということもあり、こちらから収容定員の減員を検討したらどうかということで指導してまいりまして、申請をしていただいたということでございます。

その他特に質疑等なく、審議会として了承される。

② 幼稚園の収容定員の変更について（なかの幼稚園）

事務局から資料により説明を行なった。

(吉岡委員)

収容定員120人から105人への減員で、この幼稚園の場合には1学級35で計算

しているという部分でこういう数字になるのかと思いますが、実際に収容定員の見直しというのはどこで判断したらいいのでしょうか。併せて、3学級というのも変更になるのでしょうか。定員の問題なのか、学級絡みの人数になるのか。前回も話したとおり、収容定員に関しては、何か基準になるようなものがないと話の論点が合わなくなるような気がするのですが、なかの幼稚園の場合には、人数実数と照らし合わせたときに、小規模園をやるに当たって3学級というような見直しですが、どうしても不具合なような気がするのですが。

(松良会長)

事務局に確認ですが、この議題としては定員を120人から105人への変更というだけのことですね。

(事務局)

はい。

(松良会長)

問題はないかと思いますが、よろしいですか。1学級35人以内であれば自由だということですので。

ほかには御意見、御質問ございましょうか。

(佐藤委員)

これも確認ですけれども、ここの審議会に関わらない保育園の部分がどうしても気になりますので1点伺います。

ぼだい保育園、ゼロ歳児が6人、1歳児が6人、2歳児が6人ということだと、この図面上、調理室が必要だと思いますが、この対応は行っているのでしょうか。

(事務局)

調理室は今こちらでは表示されておきませんが、3ページ目の図面に保育園とあり、ホールと会議室という表記があるかと思いますが、ここを改装して調理室を設置する予定でございます。

その他特に質疑等なく、審議会として了承される。

③幼稚園の収容定員の変更について（利府第二おおぞら幼稚園）

事務局から資料により説明を行なった。

(後藤委員)

確認ですけれども、変更の理由として、認定こども園の認定を辞退し分離して運営するというお話でしたが、ほかの案件では、認定こども園に移行するというものが多い中で、なぜここが幼稚園と保育園を分離するという結論になったのか教えてください。

(松良会長)

私の方では、認定こども園にすると補助金で一時的に損をするという話も伺っておりますけれども、事務局から適切な説明があればお願いいたします。

(事務局)

今、松良会長からお話ございましたとおり、これまでの私立幼稚園に対する助成制度は私学助成というものなのですが、幼保連携型認定こども園に平成27年4月から移行された場合には、新しく創設された施設型給付という制度に移ってまいります。一部の大規模な幼稚園等などにつきましては、幼保連携型認定こども園に移行した場合に、人数によって、補助金の額が少し減ってしまうというような部分も出てきており、全国的に認定こども園返上の問題が昨年来色々と報道されてきたところでございます。

こちらの利府第二おおぞら幼稚園につきましては、それほど規模は大きくない幼稚園ですので、そういった補助金の部分だけの問題ではないのですが、幼保連携型認定こども園に移った場合に、幼稚園の認可を廃止しなければならないという問題がございます。

利府第二おおぞら幼稚園につきましては、まだ少し幼稚園として運営していきたい部分もあるので返上を考えたということでお話は伺っております。以上でございます。

(吉岡委員)

菅谷の利府おおぞら幼稚園も同じように幼保連携型認定こども園ですか。

(事務局)

違います。

(吉岡委員)

保育園もやっていますよね。あそこは別々にやっているんですか。

(事務局)

はい。

その他特に質疑等なく、審議会として了承される。

④幼稚園の廃止について（泉ヶ丘幼稚園）

議題④から⑦まで認定こども園の新設に関する議題であるため、事務局から資料により一括して説明を行なった。

(松良会長)

確認ですが、これから、認定こども園が新設されるときは、学校法人の認可だけがこの審議会に回ってきて、認定こども園は回ってこない、こういうことになるのですか。

(事務局)

はい、そのとおりでございます。

ちなみに、幼保連携型認定こども園につきましては、仙台市に新設されるものについては仙台市の方で認可をすることになり、仙台市以外の場所に新設される幼保連携型認定こども園については、県の子育て支援課の方で設置する審議会で協議しまして、認可をするというような流れになります。

その他特に質疑等なく、審議会として了承される。

⑤幼稚園の廃止について（立華幼稚園）

(佐藤委員)

認定こども園についてはもちろん非常に悩ましい問題も多々あると思います。学校基本調査と私立学校実態調査が毎年ありますけれども、認定こども園になると学校基本調査から外れてしまいますよね。それから実態調査にも呼び出されないということですよ。

(事務局)

学校基本調査につきましては、幼保連携型認定こども園については幼保連携型認定こども園として調査の対象となっております。既に文科省の方で様式等も定めておまして、来年5月1日現在ということで調査は実施されます。

(佐藤委員)

幼稚園の部分に関しては、今までどおりに私学文書課、当審議会に出ているとおり実態調査と学校基本調査を提出しなければならないという理解でいいですか。

(事務局)

今回、幼保連携型認定こども園に移行しますと、これまでのように幼稚園と保育園というふうに分かれませんので、幼保連携型認定こども園として一本の調査票となっております。

(佐藤委員)

1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子ども全員のデータを出さなくてはならないのですか。

(事務局)

調査系統は、当課を通すのか、それとも統計課や子育て支援課になるのかというのはまだはっきりしておりませんが、調査票を見た限りでは1号、2号、3号それぞれについて御報告を頂くようになりますので、それを確認できる資料としてお出しいただくようになるのではないかと思います。

(松良会長)

県からの調査が続くということですね。

(事務局)

はい。

その他特に質疑等なく、審議会として了承される。

⑥幼稚園の廃止について（みどりの森幼稚園）

特に質疑等なく、審議会として了承される。

⑦幼稚園の廃止について（ゆりかご幼稚園）

(吉岡委員)

仙台市の認定こども園一覧にはほかの幼稚園の名前も挙がっていますが、それは今回の審議会には関係ないのですか。

(事務局)

今回申請しているのは幼保連携型認定こども園でございますが、そのほかに幼稚園型の認定こども園として移行する部分が仙台市の名簿の方には載っているかと思えます。幼稚園型認定こども園につきましては幼稚園の認可を持ったままで認定こども園に移行いたしますので、幼稚園の廃止認可の申請は必要ございません。

(吉岡委員)

幼稚園型の認定こども園とは、3歳児以上だけの認定こども園という意味ですか。

(事務局)

いえ、幼稚園としての認可を持ちつつ、保育機能としてはいわゆる認可外の保育施設を併設して、幼稚園型という形で運営しているものもございます。

(佐藤委員)

くり幼稚園は廃止ではないですけども、たしか幼保連携型ではないですか。

(事務局)

今回申請を上げました4件の幼保連携型認定こども園については、平成27年4月から幼保連携型認定こども園に移る幼稚園です。くり幼稚園は既に幼保連携型認定こども園になっているところであり、みなし認可で幼保連携型認定こども園に移ります。そうした幼稚園につきましては、幼稚園としての認可は失効したものとみなされますので、廃止の認可は必要ありません。

(吉岡委員)

仙台YMCA幼稚園はどうですか。

(事務局)

幼稚園型認定こども園ですので、幼稚園の廃止認可等は必要ございません。

(千葉課長)

整理をしますと、認定こども園の類型が4つございまして、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型です。地方裁量型は県内にはないので、今県内では3つタイプがございますけれども、従来から幼保連携型となっているものは、そのまま幼保連携型を継続した場合は、学校教育法に基づく認可というのは失効してしまうという取り扱いになっております。それで、今年度新たに認定を受けて平成27年4月1日から新しく始めるものについては、幼稚園廃止の手續、認可を受けるというようなものになっています。

今、担当からも申しましたけれども、幼稚園型については、学校教育法上、こういった手續というものは一切必要なく、幼稚園の認可はそのままということになっているということでございます。

(青木委員)

幼稚園は今までは文科省で、保育所は厚労省の管轄ですよ。幼保連携型の認定こども園になりますと、これからは両方に通すわけですね。文科省に通し、また厚労省に通す、と。

(千葉課長)

法律的には色々あるのですが、まず管轄については文部科学省と厚労省と内閣府で、内閣府がメインになってやりますけれども、実際は文部科学省と厚生労働省も関わるということでございます。

それから、法律上、幼保連携型の幼稚園も学校としては位置づけられておりますが、それは学校教育法の学校ではないというふうに位置づけられます。ほかの法律、教育基本法ですとか、私立学校法上では学校というふうに扱われるということで、学校教育法上の認可に関しては、幼保連携型認定こども園は一切外れてくるということになります。

(菅原委員)

幼稚園が認定こども園に移行する際に、事務局に申請が来ますよね。そのときに、認定こども園に移行するというのであれば、無条件に幼稚園廃止という措置をとれるのでしょうか。何か事務局で受理するときに留意しているところなどがあるか、教えていただきたいのですが。

(千葉課長)

幼保連携型認定こども園になる場合は、仙台市の区域の場合は仙台市の方に申請、それから仙台市以外は県の方に申請ということになります。県では総務部ではなく、保健福祉部が担当として審議会を持ち、そこで審議していただくというような手續になります。それで、幼稚園の廃止だけが当課に申請されてまいりまして、審議会に諮るということになります。しかし、実際に認定こども園になれるかどうか、申請しているかどうかについては、仙台市及び保健福祉部とも調整しておりますので、廃止だけを先行して審議するようなことはございません。ですから、その認可と併せて幼稚園の廃止も認可をするという形

をとらせていただいております。

(松良会長)

仙台市には私立学校審議会はありませんよね。

(千葉課長)

幼稚園の廃止はこの審議会で行かれませんので、廃止については仙台市では一切諮りません。あくまでも新しく幼保連携型認定こども園の認定を受ける場合だけということになります。

(松良会長)

その認定の場合も、仙台市は私立学校審議会ではないですね。

(千葉課長)

ないです。

その他特に質疑等なく、審議会として了承される。

⑧専修学校の廃止について（専修学校代々木ゼミナール仙台校）

事務局から資料により説明を行なった。

(後藤委員)

確認です。この定員がもともと多いというふうに感じますが、専修学校に対する定員管理というか、あるいはそれに対する指導みたいなものはあまりなされないが故にこういう状況になってきたということなのではないでしょうか。まず目につくのはこの数字なので、教えていただきたいと思います。

(事務局)

専修学校の定員につきましては、学校の校舎等の大きさによって学校で自由に設定することができる項目になっております。定員を大幅に超過している場合につきましては当課から実態調査等の機会に指導させていただきますが、定員を超過していない場合につきましては、こちらから指導というのは行っておりません。

(吉岡委員)

その他の欄の「指導要録等の保存方法」で、学校法人高宮学園法人本部で保管する指導要録とは。

(事務局)

こちら、学籍簿等、在籍証明書等、発行依頼があった場合に、本部の方でそれを対応するというような形にはなってくるかと思っております。

(松良会長)

学籍簿等の記録ですかね。よろしいですか。在籍した記録ということでしょう。

その他特に質疑等なく，審議会として了承される。

----- 議題⑨は非公開で審議を行なったため，議事録非公開 -----

以下，余白

上記の議事を証するため、ここに議事録を作成する。

議事録署名人

平成 年 月 日

氏名 _____ 印

平成 年 月 日

氏名 _____ 印